

ドイツにおける経済法規違反に対する措置体系

東京大学大学院法学政治学研究科 川出 敏裕

・ 経済法規違反に対する適用が問題となる法律の種類とその相互関係

犯罪行為に対する刑罰の賦課 刑法典（実体的要件）+ 刑事訴訟法（手続）

秩序違反行為に対する過料（行政制裁金）の賦課 秩序違反法（実体的要件 + 手続）

各分野の個別法（ex. 競争制限禁止法）において、いかなる違反が犯罪又は秩序違反に該当するか、さらに、それに対して、いかなる刑罰や過料が課されるかが定められている。

Cf. 経済刑法の更なる簡略化のための法律 経済刑法に関する一般法ではなく、いくつかの経済法規違反（ex. 統制価格違反）に対する刑罰、過料その他の措置を規定している。

その他の処分

- (a) 義務履行の確保のための措置（ex. 直接強制，代執行，執行罰） 連邦及び州（ラント）の行政執行法
- (b) その他の行政処分（ex. 営業禁止） 個別法

・ 経済法規違反に対する措置体系

1. 措置の種類

(1) 刑罰（自由刑，罰金刑） 犯罪行為

(2) 過料(Geldbuße) 秩序違反行為

* 刑罰の場合と同様に，有責性（故意又は過失，責任能力）が要求される

* 過料額 自然人の場合は，5ユーロから1000ユーロ（秩序違反法17条1項）。具体的な額は，秩序違反行為の重大性，行為者の非難の程度，行為者の経済状況を考慮して，裁量に基づき決定される（同3項）。ただし，秩序違反行為によって獲得した利得がそれを超える場合は，上記の上限を超えて，その額までの過料を科することができる（4項）

(3) 没収・追徴 不法収益の剥奪としての性格も有する

* 犯罪行為を起因とする刑法上の没収・追徴（刑法73条～73条e）と，秩序違反行為

を起因とする秩序違反法上の没収・追徴（秩序違反法 29 条 a）とがある

- * 法的性格は、刑罰とは異なる処分であるとされており、そこから、行為者の責任の有無を問わず課することができる
- * 額についても、刑罰を課す場合のような厳密な立証は必要ではなく、推定的な査定が可能とされる

(4) 不当利得の支払命令（経済刑法の更なる簡略化のための法律 8 条）

- * 例えば、行為者が、法律上許容された価格よりも高い価格で商品を販売したような場合に、行政庁が、その差額を州に支払うことを命ずる処分
- * 行為者の有責性の有無を問わない
- * その額については、刑罰を課す場合の厳密な立証は必要ではなく、推定的な査定が可能とされる
- * この処分が課された場合は、刑法及び秩序違反法上の没収・追徴は課されない

(5) その他の行政処分

営業禁止（営業法 3 条）

公の発注からの排除（闇労働及び違法な営業の防止に関する法律 5 条、各州の関連法律）

2. 秩序違反法に基づく制裁

(1) 犯罪行為と秩序違反行為との区別

（歴史的経緯）

1952 年 秩序違反法の成立

自然犯と行政犯の区別を前提に、単に行政的な秩序に反するにすぎない行為（元々は、いわゆる経済統制法規違反が対象）を犯罪とは別個に処理することを目的とする

1968 年 交通犯罪の秩序違反行為への転換

1975 年 違警罪とされていた多くの行政法規違反が秩序違反行為へ転換

（一般的な区別基準）

刑罰も過料も過去の行為に対する非難であるが、刑罰は、社会倫理的な非難であるのに対し、過料は、義務履行を促すためのものであって、社会倫理的な非難を伴わない

境界領域では、その区別は量的なものでしかなく、ある違反行為を犯罪とするか秩序違反とするかは、立法政策の問題である

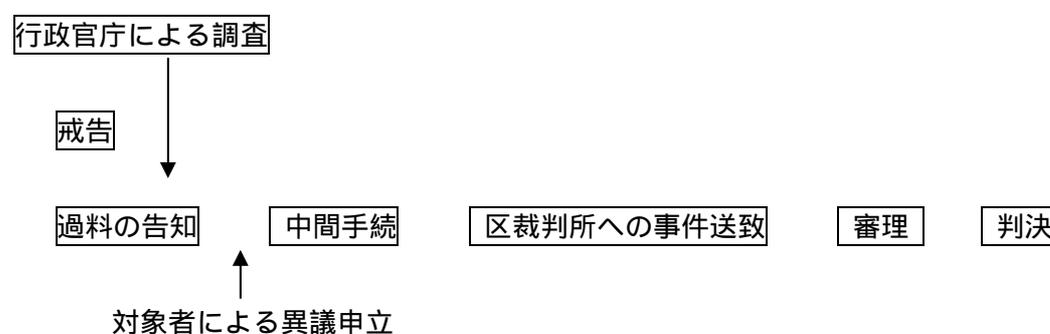
(2) 秩序違反の実体的成立要件

* 犯罪成立要件とほとんど同じ 秩序違反行為とは、過料を定めた構成要件に該当する、違法で非難可能性のある行為である（秩序違反法1条1項）

(3) 過料賦課手続

刑事手続とは大きく異なる 過料手続においては、異議申立がなされた場合は、裁判所によって審理がなされるという前提で、過料を科す権限を、裁判所ではなく管轄行政官庁が持つ

【過料賦課手続の流れ】



* 過料告知までの手続 刑事事件における捜査手続と類似している（審判手続ではない）

特別規定がないかぎり、刑事訴訟法の規定が準用される。管轄行政官庁は、原則として、検察官が刑訴法上有するのと同様の権限を持つとともに、対象者にも、原則として、刑事手続上の権利と同様の権利が保障される。

* 裁判所での事件の審理 行政官庁による過料告知の当否を審査するのではなく、裁判所により、秩序違反の成立の有無、及び、成立する場合の過料額につき、はじめから審理が行われる。手続は、原則として、略式命令に対して異議が申し立てられた場合の刑訴法の規定が準用される 直接主義の緩和、証明基準は同様

3. 法人処罰

* 法人に対する刑罰は認められていない

（理由） 刑罰は、行為を対象とするが、法人には、それ自体の行為が存在しない

刑罰は、道義的（社会倫理的）な非難であり、それは意思を前提とするが、法人はそれ自体の意思を持たないから、それに対する非難ということはない

* 過料は、法人に対しても科すことができる（秩序違反法 30 条）
（理由）過料は制裁であるが、刑罰とは異なり、社会倫理的な非難を前提としない価値中立的なものである

* 没収・追徴は、刑法上のものも秩序違反法のものも、法人に課すことができる

没収・追徴がなされた場合は、同一の行為に対し、重ねて過料を科すことはできない

過料賦課のための実体的要件

（秩序違反法 30 条 1 項）

(a) 法人の代表権限のある機関、若しくはその機関の構成員（1 項 1 号）、又は、(b) 法人の包括的代理権者、及びその経営において管理（指導）的地位にある支配人（業務代理人）若しくは商事代理人（同 4 号）が、
犯罪又は秩序違反を行い、
それによって、法人の義務に違反するか、又は法人が利益を獲得し若しくは獲得しようとしたこと

過料額（秩序違反法 30 条 2 項）

- (a) 故意による犯罪行為の場合 100 万ユーロ以下
- (b) 過失による犯罪行為の場合 50 万ユーロ以下
- (c) 秩序違反行為の場合 当該行為に対する過料額の上限

4．刑罰と行政処分との関係 - 二重処罰，比例原則の問題

【基本法 103 条 3 項】

何人も、同一の行為を理由に、一般刑法（allgemeines Strafrecht）に基づき重ねて処罰されることはない

二重処罰の禁止（実体法上の制限）と、一事不再理効（手続法上の制限）の双方を含む

二重処罰の禁止の内容（判例）

「一般刑法」の概念 懲戒処分，秩序違反法に基づく過料，裁判所による秩序維持のため

めの処分，予防目的での処分は含まれない。したがって，これらの処分と刑罰との併科は103条3項に反しない

ただし，法治国家原則の一内容である比例原則による規制がかかる

* 刑罰と過料との関係

同一の行為が，同時に犯罪行為と秩序違反行為の双方に該当する場合には，刑法のみが適用される。ただし，刑罰が科されない場合には，秩序違反として制裁を科すことができる（秩序違反法 21 条）。また，刑罰ないし過料の賦課が確定した場合には，それが相互に一事不再理効を生じる（同 84 条） 二重処罰の問題は生じない

5．各分野における制度の枠組み

(1) 競争法分野

関連法規

- (a) 競争制限禁止法 一定の競争制限的行為（ex.カルテル，市場支配的地位の濫用）につき，行政処分及び過料を科す

* 競争制限的行為に対する刑罰は定められていない

- (b) 刑法 入札談合罪（刑法 298 条） 自然人行為者に対し，5 年以下の自由刑又は罰金

競争制限禁止法に規定されている競争制限的行為のうち，悪質性が高い一部の行為を犯罪に格上げするかたちで，1997 年に挿入された規定である

カルテル庁のとりうる措置

- (a) 違反行為の排除措置命令（32 条）

- (b) 不当利得の剥奪（34 条）

* 故意又は過失による違反行為により獲得した経済的利得の支払命令 利得額は推定的に査定することができる

* 民事上の損害賠償の履行，過料の賦課又は没収・追徴命令により，経済的利得が剥奪された場合には，この処分は課されない

- (c) 秩序違反に対する過料

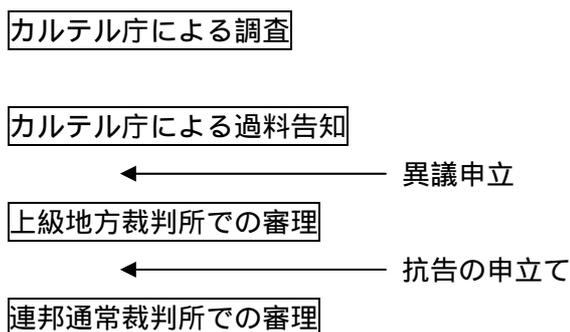
* 過料額（81 条 4 項） 事業者に対する場合

重大な違反行為 100 万ユーロ又は直近の事業年度における当該法人の売上高の 10% のいずれか大きい方を上限とする

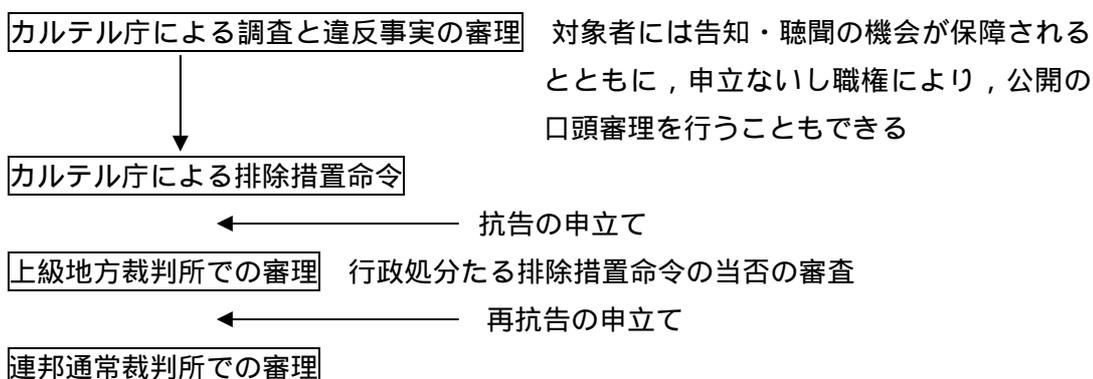
その他の違反行為 10万ユーロが上限

具体的な額の算定は、カルテル庁の裁量によるが、その際には、違反の重大性と違反の期間を考慮するとされている

* 過料の賦課手続 手続の内容は秩序違反法に基づく



cf. 排除措置命令の場合の手続



【民事上の損害賠償】

競争制限禁止法違反あるいはカルテル庁の行政処分に反した者は、それによって生じた損害を賠償する義務があり(33条)、それに関する民事訴訟についての特則が置かれている(87条以下)。

(2)その他の分野